

中医協 総-5-1  
5 . 1 0 . 2 7

中医協 診-1-1  
5 . 1 0 . 2 7

診調組 入-1  
5 . 1 0 . 1 2

# 看護職員処遇改善評価料の実績報告 について

令和5年10月12日(木)

## 看護職員処遇改善評価料の新設①

- 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、令和4年10月以降収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組みを創設する。

<b>(新)</b>	<b>看護職員処遇改善評価料 1</b>	<b>1点</b>	<b>(1日につき)</b>
	<b>看護職員処遇改善評価料 2</b>	<b>2点</b>	
	↓		
	<b>看護職員処遇改善評価料165</b>	<b>340点</b>	

### [算定要件]

- ・ **看護職員の処遇の改善を図る体制その他の事項につき**施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く）を算定している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

### [施設基準の概要]

- 次のいずれかに該当すること。
  - イ **救急医療管理加算の届出**を行っており、**救急搬送件数が年間で200件以上**であること。
  - ロ **救命救急センター、高度救命救急センター又は小児救命救急センターを設置**していること。
- (1)のイの救急搬送件数は、賃金の改善を実施する期間を含む年度の**前々年度1年間（新規届出の場合は、前年度1年間（※1））における実績**とする。ただし、現に看護職員処遇改善評価料を算定している保険医療機関について、当該実績が同イの基準を満たさなくなった場合であっても、賃金改善実施年度の前年度のうち連続する6か月間において、救急搬送件数が100件以上である場合は、同イの基準を満たすものとみなすこと。
- 当該保険医療機関に勤務する**看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）に対して、当該評価料の算定額に相当する賃金（基本給、手当、賞与等を含む。）の改善を実施**しなければならない。この場合において、賃金の改善措置の対象者については、当該保険医療機関の実情に応じて、**看護補助者、理学療法士、作業療法士その他別表1に定めるコメディカルである職員も加えることができる**。
- (3)について、賃金の改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うとともに、特定した賃金項目以外の賃金項目の水準を低下させてはならない。また、賃金の改善は、「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」と、「当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額」との差分により判断すること。
- (3)賃金改善の合計額の**3分の2以上（※2）は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図る**こと。

※1 令和4年度中に新規届出を行う「看護職員等処遇改善事業補助金」が交付された保険医療機関については、令和2年度における実績とする。

※2 「看護職員等処遇改善事業補助金」が交付された保険医療機関については、令和4年度中においては、同補助金に基づくベア等水準を維持することで足りるものとする。

## 看護職員処遇改善評価料の新設②

(6) 次の式により算出した数【A】に基づき、別表2に従い該当する区分を届け出ること。

$$【A】 = \frac{\text{看護職員等の賃上げ必要額（当該保険医療機関の看護職員等の数} \times 12,000 \text{円} \times 1.165）}{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数} \times 10 \text{円}}$$

(7) (6)について、算出を行う月、その際に用いる「看護職員等の数」及び「延べ入院患者数」の対象となる期間、算出した【A】に基づき届け出た区分に従って算定を開始する月は別表3のとおりとする（新規届出時は、直近の別表3の「算出を行う月」における対象となる期間の数値を用いる）。また、**毎年3、6、9、12月に上記の算定式により新たに算出**を行い、区分に変更がある場合は届け出ること。ただし、前回届け出た時点と比較して、対象となる3か月の「看護職員等の数」、「延べ入院患者数」及び【A】のいずれの変化も**1割以内である場合においては、区分の変更を行わないもの**とすること。

(8) **「賃金改善計画書」**を毎年4月に作成し、毎年7月において、地方厚生局長等に提出すること。

(9) 毎年7月において、前年度における取組状況を評価するため、**「賃金改善実績報告書」**を作成し、地方厚生局長等に報告すること。

### 【別表1】看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の賃金の改善措置の対象とすることができるコメディカル

視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、公認心理師、その他医療サービスを患者に直接提供している職種

### 【別表3】算出を行う月、対象となる期間、算定する期間

算出を行う月	算出の際に用いる「看護職員等の数」及び「延べ入院患者数」の対象となる期間	算出した【A】に基づき届け出た区分に従って算定を開始する月
3月	前年12月～2月	4月
6月	3～5月	7月
9月	6～8月	10月
12月	9～11月	翌年1月

### 【別表2】看護職員処遇改善評価料の区分

【A】	看護職員処遇改善評価料の区分	点数
1.5未満	看護職員処遇改善評価料1	1点
1.5以上2.5未満	看護職員処遇改善評価料2	2点
2.5以上3.5未満	看護職員処遇改善評価料3	3点
3.5以上4.5未満	看護職員処遇改善評価料4	4点
4.5以上5.5未満	看護職員処遇改善評価料5	5点
5.5以上6.5未満	看護職員処遇改善評価料6	6点
↓	↓	↓
144.5以上147.5未満	看護職員処遇改善評価料145	145点
147.5以上155.0未満	看護職員処遇改善評価料146	150点
155.0以上165.0未満	看護職員処遇改善評価料147	160点
↓	↓	↓
335.0以上	看護職員処遇改善評価料165	340点

## 1. 基本的な考え方

- 本委員会の「中間整理」で整理したとおり、処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。
- しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある。

## 2. 今後の取組

### (1) 共通事項

- 看護職員、介護・障害福祉職員、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の処遇改善について、令和4年10月から、診療報酬等により給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置が講じられている。まずはこの措置について、厚生労働省、内閣府において、職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべきである。
- また、各分野の経営実態調査等について、その性質も踏まえつつ、調査について指摘されている課題の改善を図りながら、調査が実施された際には、今後とも分析を継続的に行うべきである。

# R 4 看護職員処遇改善評価料の実績報告の状況

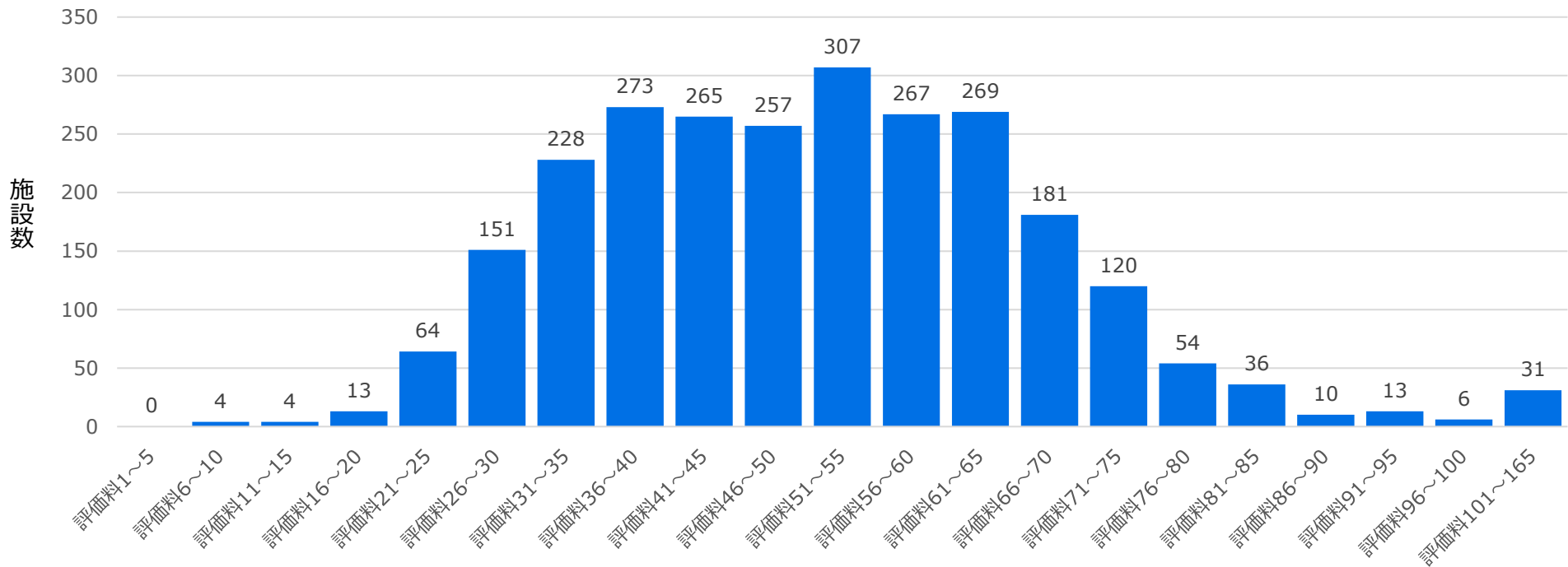
- 看護職員処遇改善評価料の実績報告は、令和5年9月30日で2,553施設が提出した。
- 届出区分については、約8割の医療機関が評価料31～70であったが、評価料101以上のところも31施設あった。

## ■ 看護職員処遇改善評価料の報告状況（全国計）

厚生局への報告書を提出した医療機関数（※）	2,553
-----------------------	-------

※ 「看護職員等処遇改善事業補助金」の申請を行った医療機関数は、2,411施設。

## ■ 看護職員処遇改善評価料の届出区分の分布（令和5年3月時点）



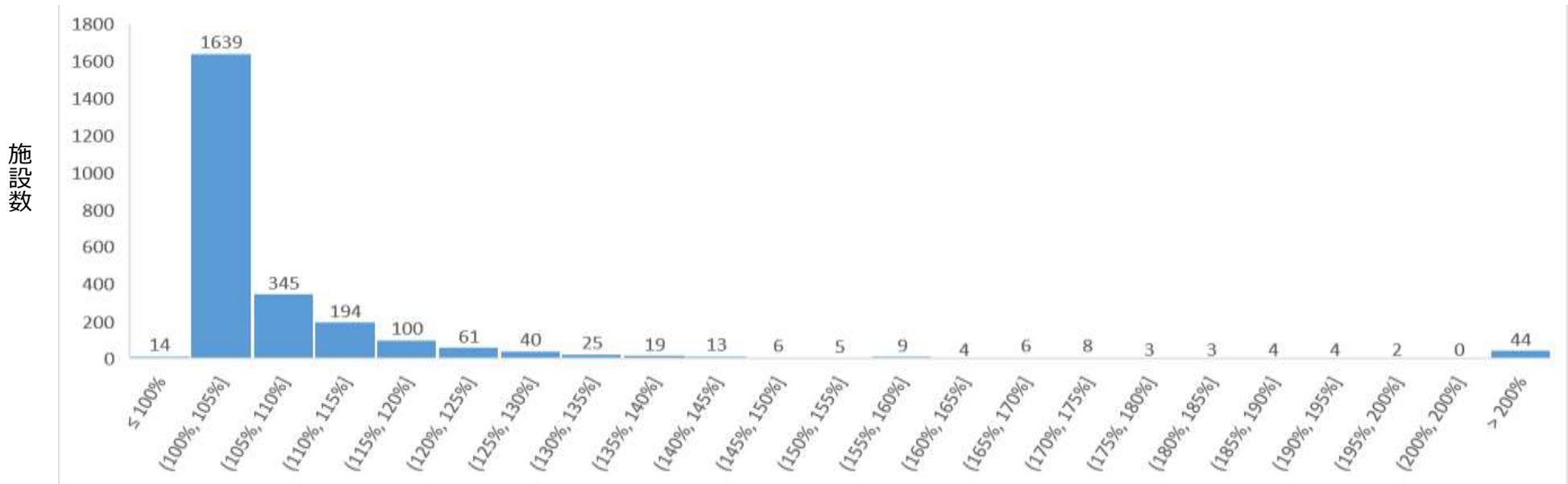
# R 4 看護職員処遇改善評価料における実績報告の概要①

○ 看護職員処遇改善評価料による収入に占める賃金改善の実績額の割合は、100%～105%未満であった医療機関が約6割あったが、看護職員処遇改善評価料による収入より1割以上多く支出している医療機関も約2割あった。

## ■ 看護職員処遇改善評価料による収入に占める賃金改善の実績額の割合の分布

区分	施設数	割合
① 110%を超える医療機関数	550	21.6%
② 105%～110%未満の医療機関数	345	13.5%
③ 100%～105%未満の医療機関数	1,639	64.3%
④ 100%未満の医療機関数（精査中）	14	0.55%

※届出・報告は実施しているが、算定はしていない医療機関を除いているため報告数とは一致しない。



出典：「看護職員処遇改善評価料 実績報告書」より保険局医療課にて集計（結果は一部精査中）

※ 割合は、賃金改善実績額/看護職員処遇改善評価料による収入額にて算出。

# R4 看護職員処遇改善評価料における実績報告の概要②

- 一人あたり賃金改善目標額12,000円／月（給与の3%相当額）に対し、看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）への賃金改善の実績（事業主負担相当額を除く）は11,388円／月であった。賃金改善額が12,000円／月未満だった医療機関のうち、8割以上は看護職員等以外の職員の処遇改善を実施していた。
- 賃金改善額のうち、ベア等の割合は約88%であり、3分の2以上の要件を大幅に上回っていた。

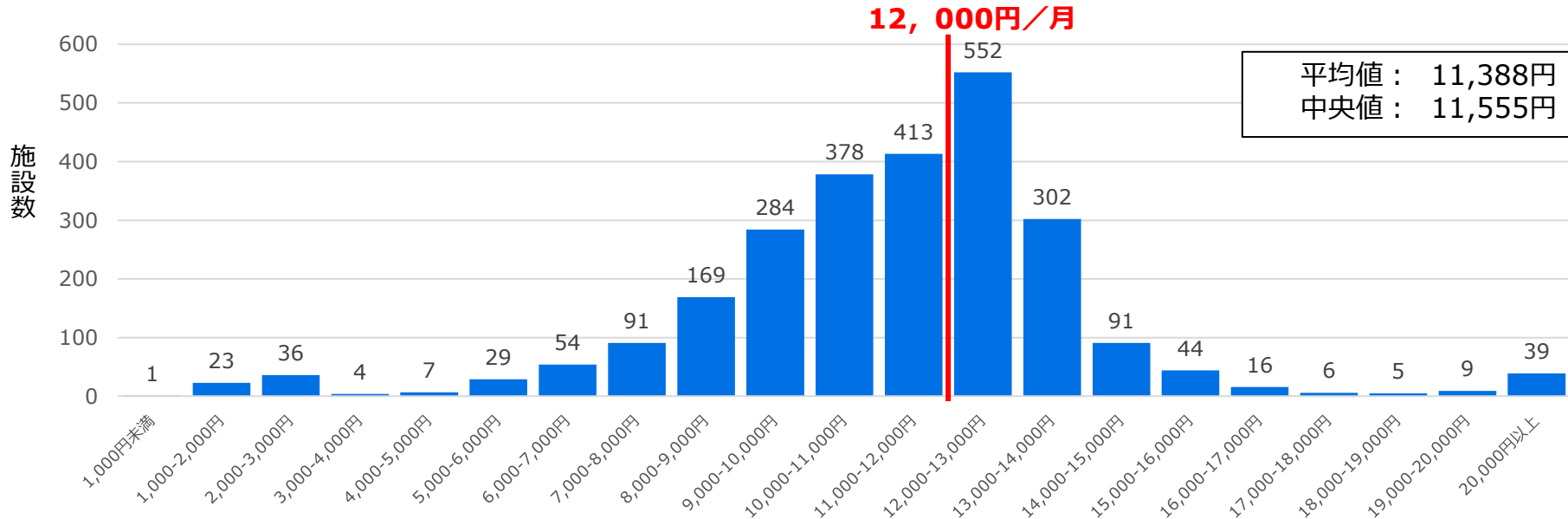
## ■看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）における賃金改善の実績

	① 1人あたりの賃金改善額	② ①のうち、ベア等の金額	③ ベア等の割合
1※1	13,267円／月	11,679円／月	88.3%
2※2	11,388円／月	10,025円／月	88.3%

ベア等：基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ

※1：①、②ともに事業主負担相当額（16.5%）を含めた実績額  
 ※2：①、②ともに事業主負担相当額（16.5%）を抜いた実質的な賃金の上昇額

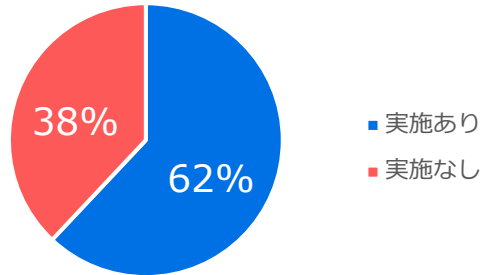
## ■看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）に対する1人あたり賃金改善額の実績の分布



# R4 看護職員処遇改善評価料における実績報告の概要③

- 報告書提出2,553施設のうち、1,581施設(62%)は、看護職員処遇改善評価料を用いて看護職員等以外の職員へ処遇改善を実施していた。
- 看護職員等以外の職員への賃金改善の実績(事業主負担相当額を除く)は、6,329円/月であった。
- 賃金改善額のうち、ベア等の割合は約89%であり、看護職員等と同等程度であった。

## ■ 看護職員等以外の職員への処遇改善の実施有無



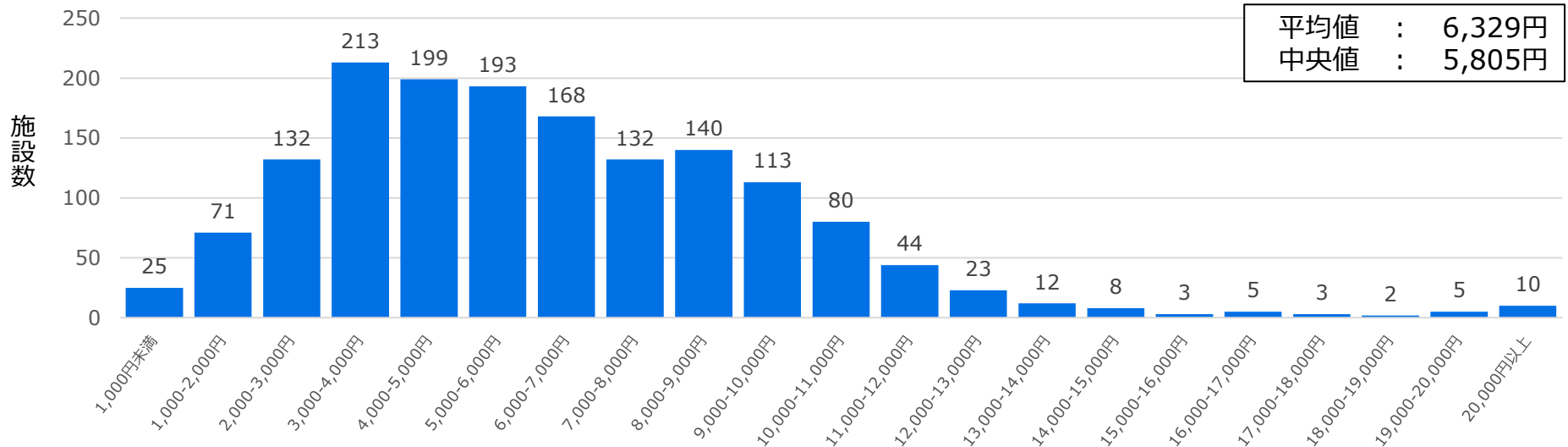
## ■ 看護職員等以外の職員への賃金改善の実績（実施施設の平均額）

	① 1人あたりの賃金改善額	② ①のうち、ベア等の金額	ベア等の割合
1※1	7,373円/月	6,568円/月	89.3%
2※2	6,329円/月	5,656円/月	89.3%

※1：①、②ともに事業主負担相当額（16.5%）を含めた実績額

※2：①、②ともに事業主負担相当額（16.5%）を抜いた実質的な賃金の上昇額

## ■ 看護職員等以外の職員に対する1人あたり賃金改善額の実績の分布（実施施設に限る）





# R 4 看護職員処遇改善評価料における実績報告の概要④

- 看護職員処遇改善評価料による賃金改善について、看護職員等のみを対象とした医療機関に比べ、看護職員等以外のコメディカルの職員も対象とした医療機関の方が、看護職員等一人当たりの賃金改善額は小さくなっていた。
- 看護職員処遇改善評価料による収入のみを用いて賃金改善した医療機関の賃金改善額に比べ、評価料による収入に加えて一定の支出による賃金改善を行った医療機関の賃金改善額の方が大きくなっていた。

## ■ 「看護職員処遇改善評価料」の報告書提出医療機関：2,553施設

### (1) 評価料により看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）のみ賃金改善を実施：38%（968施設）

※実績報告は評価料により賃金改善した対象職員を報告する仕組みであり、(1)の医療機関の中には、評価料によらずコメディカルの賃金改善を行った医療機関もあり得る。

医療機関の分類	医療機関数	①	②	③
評価料による収入に占める賃金改善の実績額が105%未満の医療機関 (おおむね評価料のみを用いて賃金改善を行った医療機関)	653 (67.5%)	+12,241 円/月	+10,939 円/月	89.4 %
評価料による収入に占める賃金改善の実績額が105%以上の医療機関 (評価料に加え医療機関の一定の支出による賃金改善を行った医療機関)	315 (32.5%)	+15,053 円/月	+13,233 円/月	88.0 %

### (2) 評価料により看護職員等以外のコメディカルの職員の賃金改善も実施：62%（1,580施設）

医療機関の分類	医療機関数	看護職員等の賃金改善			看護職員等以外の賃金改善		
		①	②	③	①	②	③
評価料による収入に占める賃金改善の実績額が105%未満の医療機関 (おおむね評価料のみを用いて賃金改善を行った医療機関)	1,000 (63.3%)	+9,937 円/月	+8,739 円/月	87.9 %	+6,009 円/月	+5,352 円/月	89.1 %
評価料による収入に占める賃金改善の実績額が105%以上の医療機関 (評価料に加え医療機関の一定の支出による賃金改善を行った医療機関)	580 (36.7%)	+10,935 円/月	+9,454 円/月	86.5 %	+6,882 円/月	+6,111 円/月	88.8 %

《表中の記載》

① 1人あたりの賃金改善額、② ①のうちベア等の金額、③ ベア等の割合

(注1) いずれも事業主負担相当額（16.5%）を抜いた実質的な賃金の上昇額

(注2) (1)・(2)の医療機関数は、届出・報告は実施しているが、算定しなかった医療機関を除いており報告医療機関数と一致しない。

# 【参考】看護職員処遇改善評価料 実績報告書

様式 3

## 看護職員処遇改善評価料 実績報告書（令和 年度分）

保険医療機関コード   
 保険医療機関名

### I. 看護職員処遇改善評価料の実績額

①本評価料の区分							
	算定期間				点数の区分	点数	
a	令和	年	月	～ 令和	年	月	点
b	令和	年	月	～ 令和	年	月	点
c	令和	年	月	～ 令和	年	月	点
d	令和	年	月	～ 令和	年	月	点
②算定回数							
	算定期間				算定回数		
a	令和	年	月	～ 令和	年	月	回
b	令和	年	月	～ 令和	年	月	回
c	令和	年	月	～ 令和	年	月	回
d	令和	年	月	～ 令和	年	月	回
計						回	
③本評価料による収入の実績額							
	算定期間				実績額		
a	令和	年	月	～ 令和	年	月	円
b	令和	年	月	～ 令和	年	月	円
c	令和	年	月	～ 令和	年	月	円
d	令和	年	月	～ 令和	年	月	円
計						円	

### II. 賃金改善の実績額

④賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施された対象職員の賃金総額	円
⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額	円
⑥賃金改善の実績額（④－⑤）	円
⑥は③以上か	

### III. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）に係る事項

⑦看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数	人
⑧看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の実績額	円
⑨ベア等による引上げ分 （基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分）	円
⑩ベア等の割合（⑨÷⑧）	%
⑨が⑧の2/3以上であるか	

### IV. 処遇改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員に係る事項

⑪看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種	
⑫賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数	人
⑬看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の実績額	円
⑭ベア等による引上げ分 （基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分）	円
⑮ベア等の割合（⑭÷⑬）	%
⑭が⑬の2/3以上であるか	

### V. 賃金改善実施期間

⑯ 令和 年 月 ～ 令和 年 月

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名：

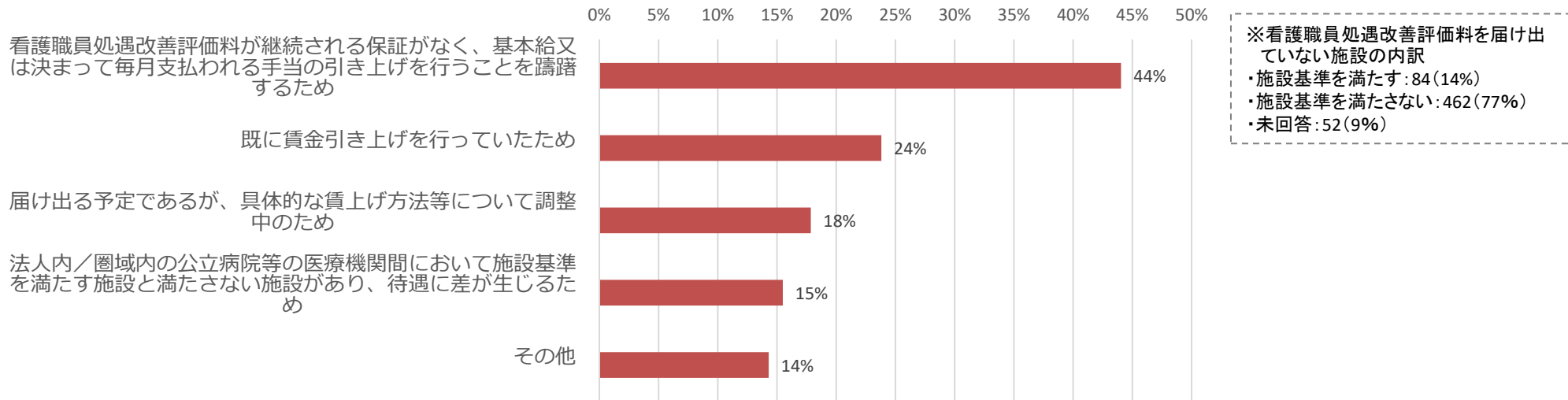
#### 【記載上の注意】

- 報告対象年度において複数の種類の点数区分を取得した場合、Iの各項目には、すべての区分・点数及び算定期間に係る事項を記載すること。
- 「④賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施された対象職員の賃金総額」、「⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額」及び「⑨⑭ベア等による引上げ分」は、報告対象年度の実績を記載すること。
- 「⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額」は、対象職員に対する定期昇給による賃金上昇分も反映した額を記載すること。
- 「⑥賃金改善の実績額」に、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分が含まれる場合であっても、「⑧看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の実績額」及び「⑬看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の実績額」には、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分を含めないこと。
- 「⑦看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数」及び「⑫賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数」は、報告対象年度の各月1日の対象となる職員の平均人数を記載すること。また、小数点第二位を四捨五入した数を記入すること。
- 「⑪看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種」は、本点数による収入により処遇改善を行った職種であって、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の職種をすべて記載すること。

# 看護職員処遇改善評価料を届け出していない理由等

○ 令和5年度入院・外来医療等における実態調査において、看護職員処遇改善評価料を届け出していない施設であって、施設基準は満たす施設における評価料を届け出していない理由は、「看護職員処遇改善評価料が継続される補償がなく、基本給又は毎月支払われる手当の引き上げを行うことを躊躇するため」が約4割で最も多かった。

## ■ 看護職員処遇改善評価料を届け出していない施設（※）であって、施設基準は満たす施設における評価料を届け出していない理由（複数選択）（n=84）



### （参考）本調査の回答施設内訳

	全体	急性期一般入院料1	急性期一般入院料2～3	急性期一般入院料4～6	地域一般入院料1～3	専門病院入院基本料（7対1）	特定機能病院入院基本料（一般病棟7対1）	療養病棟入院料1～2
	(n=1,497)	(n=662)	(n=54)	(n=372)	(n=209)	(n=7)	(n=60)	(n=321)
届け出ている	60%	92%	80%	44%	11%	43%	92%	31%
届け出していない	40%	8%	20%	56%	89%	57%	8%	69%